

寒川町議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月11日

寒川町議会議長 岸本 優

寒川町議会規則第 1 号

寒川町議会傍聴規則の一部を改正する規則

寒川町議会傍聴規則（昭和 55 年寒川町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「その他危険なもの」を「、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第 5 条第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 6 号中「議事」を「会議」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 7 条第 1 号中「可否を表明し、又は拍手をしないこと」を「拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第 7 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。